

平成28年6月 第2回佐々町議会臨時会 会議録 （1日目）

1. 招 集 年 月 日 平成28年6月29日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成28年6月29日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	福 田 喜 義 君	2	阿 部 豊 君	3	寺 崎 俊 男 君
4	永 安 文 男 君	5	橋 本 義 雄 君	6	平 田 康 範 君
7	須 藤 敏 規 君	8	淡 田 邦 夫 君	9	仲 村 吉 博 君
10	西 日 出 海 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	大 瀬 忠 昭 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事 兼企画財政課長	浦 田 純 一 君	総 務 課 長	川 内 野 勉 君	住民福祉課長	内 田 明 文 君
保険環境課長	川 崎 順 二 君	建 設 課 長	松 本 孝 雄 君	水 道 課 長	山 本 勝 憲 君
産 業 経 済 課 長 兼農業委員会事務局長	今 道 晋 次 君	教 育 次 長	水 本 淳 一 君	会 計 管 理 者	谷 添 正 人 君
税 務 課 長 補 佐	下 條 秀 康 君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	中 村 義 治 君	議会事務局書記	松 本 典 子 君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第42号 土地の処分の件

日程第4 議案第43号 財産の無償譲渡の件

日程第5 議案第44号 平成28年度 佐々町一般会計補正予算(第2号)

9. 審議の経過

（10時00分 開会）

— 開会 —

議 長（西 日出海 君）

皆さん、おはようございます。きょうは朝から大変な雨が降っておりまして、大変だなという感覚で出てまいりました。

それでは、ただいまから、平成28年6月第2回佐々町議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、町長より御挨拶をいただきます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆さん、おはようございます。皆様方には大変お忙しい中、先ほど議長さんが申されましたように、梅雨の真ただ中ということで、大変足元の悪い中に佐々町の臨時会第2回をお願いいたしましたところ、全員御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから町政につきまして、御協力、御尽力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。本日は3件の議案を提出させていただいております。この議案につきましては、保育所の民営化ということでございます。皆さん方に御理解をいただきまして議決をいただきますように、心からお願い申し上げます。

それから、御報告がございます。土地明渡し請求の件でございます。これにつきましては、町民の皆様にも、議会の皆様方にも大変御心配をかけているところでございますけど、6月27日の11時30分に和解につきまして結審いたしました。

和解の内容につきましては、前にお示ししたとおりでございまして、原告が被告に対して解決金500万円を支払う義務があるということで認めるということ、それからずっとこの前の和解の内容と同じでございまして、町としましてもこの和解を受け入れて、やはり町有地の有効活用というのを早くやりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、和解金の支払いについては、6月30日に支払う予定ということにしておりまして、この前の定例会の補正予算で計上させていただいておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（西 日出海 君）

本日の出席議員は、全員です。

これより、本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（西 日出海 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、4番、永安文男君、5番、橋本義雄君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期については、本日議会運営委員会が開催され、ただいま配付しております議事日程表のとおり、6月29日、本日1日間にしたいと考えております。

日程について、説明を行います。

日程第 3、議案第 42 号 土地の処分の件、日程第 4、議案第 43 号 財産の無償譲渡の件、日程第 5、議案第 44 号 平成 28 年度 佐々町一般会計補正予算（第 2 号）、以上 3 議案となっています。

これについては、関連がありますので、一括上程を行いたいと思います。

お諮りします。本臨時会の会期は、6月29日、本日1日間に決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

— 日程第 3 議案第 42 号 土地の処分の件 —

— 日程第 4 議案第 43 号 財産の無償譲渡の件 —

— 日程第 5 議案第 44 号 平成 28 年度 佐々町一般会計補正予算（第 2 号） —

議 長（西 日出海 君）

議案の上程を行います。

日程第 3、議案第 42 号 土地の処分の件、日程第 4、議案第 43 号 財産の無償譲渡の件、日程第 5、議案第 44 号 平成 28 年度 佐々町一般会計補正予算（第 2 号）、以上 3 議案を一括議題とします。

質疑、討論、採決の順で進めます。

執行の説明を求めます。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 42 号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

（議案第 43 号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

（議案第 44 号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

日程第 3、議案第 42 号 土地の処分の件の執行の説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

住民福祉課長。それでは、議案第42号を説明いたします。

その前に、今お配りした法人の履歴事項全部証明書について、まず御説明をいたします。

11日の全員協会の折に定款をお配りしておりましたが、その定款の中で理事長のお名前が桑原良助さんというふうになっておりました。今お配りした全部事項証明書の役員に関する事項というのが4分の3ページにありますけれども、そこでは桑原良誓さんとなっております。それから、契約書につきましても桑原良誓さんということで案を示しておりましたが、この方については同一人物であります。名前が変わっていることですが、これにつきましては名前の変更をされていますので、その当時定款ができた当初、昭和46年ですが、そのときは良助さんというお名前でしたけれども、今現在は名前が変わられて良誓さんということで、このことにつきましては本人より確認をいたしております。それから、定款のほうがこの良助さんのままになっているということにつきましては、定款のほうは設立当初の役員の名前をそのままに載せるということでなっていましたので、これはその当時の名前、良助さんということでなっております。この件につきましては、法務局のほうに確認しまして、定款のほうは名前が変わっても訂正をしないということでしたので、このとおりの名前になっております。

以上で、この分の資料の説明を終わらせていただきます。

それから、議案について説明をいたします。

ページをめくっていただきまして、処分する財産の表示です。所在は長崎県北松浦郡佐々町市場免、地番、113番7、地目、雑種地、地籍、7,223.26平方メートル、その他、構造物等を含みます。相手方、住所、長崎県佐世保市柚木町1279番地1、氏名、社会福祉法人蓮華園、理事長 桑原良誓さん。売買価格、1億7,100万円。

相手方につきましては、中央保育所移管先法人を4月4日から募集を行い、プロポーザル方式による選定を行うため選定委員会を設置し、諮問をいただき、5月23日に答申をいただいております。答申を受け、町も協議を行った結果、選定委員会の答申を尊重し、内部決定をしておるところであります。

それから、この社会福祉法人蓮華園さんにつきましては、幼保連携型認定こども園を4カ所、4カ所は赤崎青い実幼児園、それから江迎青い実幼児園、それから鹿町町にあります御堂青い実幼児園と、あと歌ヶ浦青い実幼児園を経営されております。それから、保育所型認定こども園としまして、佐世保市の島地シティ夜間保育園、それから佐世保ステーション保育園の2カ所を経営されております。それから、ほかにも障害者の施設を運営されている社会福祉法人であります。

引き続き、資料のほう説明させていただきます。資料のほうは、資料1としまして土地売買契約書、それから資料2としまして地方自治法96条の抜粋をつけております。それから資料3としまして佐々町の条例をつけております。

まず、資料の2のほうから説明をいたします。

資料2におきましては、地方自治法第96条第1項第8号ということで、これは普通地方公共団体の議会が事件を議決するものです。第8号としまして、前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得または処分することとなっております。

条例のほうを資料3につけております。

条例ですが、第3条におきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は、予定価格700万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに限る。）とするとなっております。今回、土地のほうは7,223.26平米で売買価格のほうは1億7,100万円で

すので、今回この議案に提出をしております。

それでは、資料 1 のほうを説明いたします。

これは仮契約書でありますけれども、平成28年6月21日に締結をしております。この契約書の第25条にありますけれども、本契約の締結につきましては、議会の議決を得、その旨を通知したときに本契約となるものです。

それでは、また 1 ページに戻りまして、契約書の内容について説明をいたします。

第 2 条ですけれども、売買物件です。先ほど説明したとおりであります。

それから第 3 条ですけれども、こちらも先ほど説明した代金のほうを記載しております。

それからあと第 5 条ですけれども、所有権の移転ということで、平成29年4月1日に佐々町から移管先法人に移転するとしております。

それから、2 ページをお願いいたします。

指定用途に関する件です。平成29年4月1日から平成30年3月1日までは保育所としてこの土地を直接供しなければならないとしております。

それから第 2 項としまして、平成30年4月1日以降は幼保連携型認定こども園として直接供しなければならないとしております。

それから第10条ですけれども、指定期間ですけれども、平成29年4月1日から10年間をこの指定用途に供さなければならないとしております。

それから第11条ですけれども、権利の設定等の禁止ということで、この指定期間までの間は甲の所有と、佐々町の承認を得ないで物件に地上権、質権、使用貸借による権利または賃借権、その他使用及び収益を目的とする権利の設定をし、もしくは物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をし、または合併をしてはならないとしております。

それから第13条、違約金ですけれども、第 9 条から第11条までに定める義務に違反したとき、または正当な理由なく前条第 3 項、これは自治調査のことですけれども、第 3 項に定める義務に違反したことにより甲がこの契約を解除する場合は、乙は、佐々町ですけれども、第 3 条に定める代金の 2 割に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならないとしております。

それから、ただしその事由が乙の責めに帰することができないものであると甲が、佐々町が認めたときはこの限りではないとしております。

それから、3 ページをお願いいたします。

契約の解除として、第15条で乙、移管先法人がこの契約に定める義務を履行しないとき、または別紙の制約に違反したときは催告をしないでこの契約を解除することができるとしております。

それから第16条ですけれども、甲は佐々町ですけれども、前条の規定により契約を解除したときは乙が支払った代金を返還する。ただし当該返還金には利子を付さないとしております。

それから第18条、損害賠償ですけれども、乙、移管先法人が、この契約に定める義務を履行しないために甲、佐々町に損害を与えたときは、第13条に定める違約金とは別に損害に相当する金額を損害賠償として甲、佐々町に支払わなければならないとしております。

それから第20条ですけれども、有益費等の請求権の放棄ということで、乙、佐々町は第15条の規定によりこの契約を解除された場合には、物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他費用があってもこれを甲に請求しないものとするとしております。

それから、4 ページをお願いいたします。

買戻しの特約として第21条に定めております。甲は、佐々町が乙、移管先法人がこの契約の日から指定期間満了の日までに甲が承認を得ないで次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には物件の買戻しをすることができるとしております。

第 9 条及び第10条ですけれども、これは指定用途と指定期間のことです。それに定める義務に違反して、指定期間中に指定用途に供さなくなったとき。

第 2 号としまして、第 9 条及び第 10 条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途以外の用途に供したとき。

第 3 号、第 11 条、これは権利の設定の禁止のことですけれども、第 1 条に定める義務に違反して権利の設定、所有権の移転、または合併したとき、第 2 項としまして、甲は、佐々町は前項に定める買戻し期間中に前項、各号のいずれかに該当する事実がないと認めるときは、指定期間満了後、買戻しの特約を解除するとしております。

第 22 条に、今説明しました買戻しの登記及びその抹消のことについて記載をしております。

それから第 25 条ですけれども、先ほど説明しましたけれども、本契約の締結ということで、この契約は物件の処分について議会の議決を得、その旨を甲が、佐々町が乙、移管先法人に通知したときに本契約となるものとします。

それから第 26 条、仮契約の自然消滅ということで、この契約は物件処分について議会の議決が得られなかったときはその時点において自然消滅するものとします。この場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲、佐々町はその賠償の責めを負わないとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

次に、日程第 4、議案第 43 号 財産の無償譲渡の件、執行の説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

無償譲渡する物件について説明いたします。

所在ですけれども、長崎県北松浦郡佐々町市場免、地番が 113 番地 7 です。家屋番号が 113 番 7 です。種類は、保育所です。構造、木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建てです。延べ床面積、1292.90 平方メートルです。その他、付帯設備を含みます。相手方、住所、長崎県佐世保市柚木町 1279 番 1、氏名、社会福祉法人蓮華園、理事長 桑原良誓。

引き続き、資料のほうを説明させていただきます。

資料 1 のほうは建物譲与の仮契約書をつけております。資料 2 としまして、地方自治法第 96 条の抜粋をつけております。

資料の 2 のほうから説明をいたします。

第 96 条の地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないということで、第 6 号ですけれども、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けることについて、今回建物につきましては無償譲与でいたしますので、この分では適正な対価なくしてこれを譲渡しというふうに該当しますので、議案として上げております。

それでは、資料 1 のほうから説明をいたします。

第 2 条におきまして、譲与の物件ですけれども、先ほど説明したとおりであります。それから、無償で譲与するとしております。

それから第 3 条ですけれども、所有権の移転ということで、これも土地と同じですけれども、物件の所有権は 29 年 4 月 1 日に乙に移転するとしております。

それから、2 ページお願いいたします。

指定用途としまして、第 7 条ですけれども、こちらにつきましては、土地と同じように指定の用途を設けております。

それから第 8 条ですけれども、国、県から交付された補助金等を記載をしております。

それから第 9 条、物件の処分の制限ということで、補助金等による予算の執行の適正化に関する法律第 24 の規定、それから長崎県補助金等交付規則第 2 条の規定に基づき、乙、移管先法人は物件を前条に定める国・県補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付ま

たは担保に供しようとするときは国等の承諾を受けなければならない。ただし、乙が国・県補助金等の全部または一部に相当する額を国・県等に納付した場合、もしくは国・県補助金等の交付目的及び物件の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りではないとしております。

第 2 項としまして、前項ただし書きに定める国・県補助金等の納付額につきましては、国等の定めるところによるものとしております。

この物件ですけれども、平成 15 年 3 月に建築をしております。木造ですので耐用年数が 22 年となっておりまして、平成 29 年 4 月 1 日でした場合は、築 14 年が経過していますので、まだ残存が、価格が残っている形になっております。

それから第 10 条としまして、物件、処分の制限の期間として、耐用年数に相当する期間としております。これは先ほど説明した 22 年が耐用年数となっております。

それから違約金としまして、第 12 条ですけれども、乙、移管先法人が第 6 条から第 10 条までに定める用途指定の義務に違反したとき、または正当な理由なく前条第 3 項に定める義務に違反したことにより、甲がこの契約を解除した場合は、乙は当該物件の時価に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならないとしております。ただし、その事由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りではないとしております。

それから、4 ページをお願いいたします。

第 17 条です。損害賠償です。乙はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、第 12 条に定める違約金とは別に、その損害に相当する金額を損害賠償として甲、佐々町に支払わなければならないとしております。

それから 18 条、有益費等の請求の放棄ということで、乙、移管先法人は第 15 条の規定によりこの契約を解除された場合に物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があってもこれを甲、佐々町に請求しないものとします。

それから第 20 条ですけれども、本契約の締結ということで、この契約は物件の処分について議会の議決を得、その旨を甲が通知したときに本契約となるものとします。

それから第 21 条、仮契約の自然消滅です。これはこの契約は物件の処分について議会の議決が得られなかったときは、その時点において自然消滅するものとします。この場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲、佐々町は賠償の責めを負わないとしております。

以上で説明を終わります。

議 長（西 日出海 君）

日程第 5、議案第 44 号 平成 28 年度佐々町一般会計補正予算（第 2 号）、執行の説明を求めます。企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

議案第 44 号 平成 28 年度 佐々町一般会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入。15 款財産収入、補正額、1 億 7,100 万円、計 2 億 61 万 2,000 円、2 項財産売払収入、補正額、1 億 7,100 万円、計 1 億 7,456 万 3,000 円、歳入合計、補正額 1 億 7,100 万円、計 60 億 3,547 万円。歳出でございます。13 款諸支出金、補正額 1 億 7,100 万円、計 2 億 748 万 4,000 円、1 項基金費、補正額、計ともに同額でございます。歳出合計、補正額 1 億 7,100 万円、計 60 億 3,547 万円。

2 ページをごらんください。

第 2 表、債務負担行為補正でございます。追加といたしまして、事項、幼保連携型認定こども園施設整備事業、期間は平成 29 年度、限度額は 1 億 9,560 万円でございます。これは移管先

法人への補助金になっております。

3 ページ、ごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。1 の総括につきましては、説明を割愛させていただきます。

4 ページのほうをごらんください。

2 の歳入でございますが、15 款財産収入、2 項財産売却収入、1 目不動産売却収入といたしまして、1 節土地売却収入 1 億 7,100 万円でございます。これは議案第 42 号にかかわるもので、中央保育所土地売り払いの収入でございます。

3 の歳出でございますけども、13 款諸支出金、1 項基金費、8 目公共施設整備基金費の 25 節積立金ということで、歳入で上がりました 1 億 7,100 万円を公共施設整備基金積立ということで積み立てを行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これから一括質疑を行います。御質疑のある方。2 番。

2 番（阿部 豊 君）

2 番。今回の案件につきましては、29 年の 4 月から中央保育所民営化による、保育園としてスタートさせ、30 年からは幼保一体型の認定こども園としての民間活力での子育てを行いたいという趣旨での案件と理解しておりますけれども、まず趣旨として町長がその分の方針の根拠として民営化を選択されたという部分の趣旨を 1 点お伺いしたい。

続きまして、2 点目が土地の売却収入の案件が上がっておりますけれども、その面積、金額は認識しております。単価の根拠となった部分の説明がありませんでした。そここのところの説明をいただきたい。

3 点目、建物については無償での譲与ということで提案されておりますけれども、残存価格もありますよというような担当課長の説明がありました。無償譲与とする根拠、理由を、説明がありませんでしたので、そここのところの説明を再度詳しくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

民営化に対する趣旨ということでお話がありました。これは平成 16 年以前が町立保育所に対しまして国からの運営費や負担があったと私は思っていますけど、平成 17 年度には一般財源化されたということで、やはり国からの運営費がなくなったということで、町立の運営費というのは、保育所の運営費というのは、実質やっぱ町一般財源で今、賄わなければならなくなったということでございまして、やはり全国的にも、県内でもそうでございますけど、やはり保育所の民営化っていうのが急速に進んでおるということでございます。本町においても平成 18 年に、御存じだと思いますけど、集中改革プランの中で本町の保育所の民営化というのが位置づけられておりまして、既に第 3 保育所が今民営化しているわけでございます。次に第 2 保育所を民営化するということになっておりましたけど、佐々の幼稚園というのが、議員も御存じのとおり耐震強度の問題が出てきたわけでございまして、これも合わせて解決するためには、今回の中央保育所を民営化して幼保連携型の認定こども園を切りかえていただいて、やはり幼稚園児の受け入れもしていただくということで、やはり民営化して子育て支援に町としてもしっかり力を入れてやりたいし、やはり民営化したほうがやはりいろいろなことができるんでは

ないかと我々は考えておりまして、そういう趣旨をもとに今回民営化を今度提出をさせていただいたということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

あと次は、土地、建物。住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

住民福祉課長。土地の単価ということで御質問がありましたけれども、これにつきましては、平成27年度に土地の鑑定評価、不動産鑑定士によります鑑定評価を行っております。その中で取引事例、比較法とか海抜法による価格とかで鑑定士さんのほうがされまして、金額のほうで1億7,100万円ってということで提示されましたので、これが適正な価格ということで今回の収入のほうで1億7,100万円を上げております。

それから、建物の無償のことですけれども、これにつきましては、先ほどの契約書の中にもありましたけれども、財産処分を行う場合は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というのがあります。これ有償にした場合は補助金返還というか、財産処分の納付金額が発生するということと、それと保育所のほうを、今ある保育所をそのまま引き続いて運営していただきたいということで、今回は無償譲渡ということで建物のほうはそうさせていただいております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

2 番。

2 番（阿部 豊 君）

町長のほうの1点目の分ですけども、ということは現存の幼稚園につきましては今後その建物については解体されるという方針であるということかどうかの確認を1点。

それと合わせて、もう一つ第2保育所が公立であります。これについても町長としては民営化していくんだという方針であるのかどうかの確認を1点。

続いて、土地につきまして、課長説明、鑑定士さんから鑑定していただいてこの単価ですよと。ざっくり計算しまして坪単価が7万8,260円というような単価になると。中央外でありまして相場としましていくぐらいなのかというのは住民の方々も認識されている部分があります。鑑定結果がこうでしたからこの単価ですよというその説明だけでよろしいのかどうかの、再度、実態として固定資産の評価額がどのようになっていて、それでどういった鑑定の状況で、感覚的にいえば坪単価が実際の状況のからすると、この単価的には安いんじゃないかというふうな感覚があるものですから、そここのところのなぜこのような単価になったのかというところを詳しく御説明をいただければというふうなことで質問している次第ですので、その質問の趣旨を理解して御回答いただければと。

合わせまして、建物につきまして、補助金返還が生じるからうんぬんというのはちょっとわかりにくい部分があります。残存価格でいくぐらいがあるんですよという、財産価値はどの価格ぐらいが現在あるんだと。それで有償にすると補助金返還がどうなって、得策がないんだということで無償なんだというわかりやすい説明をいただければと。残存価格がいくらある、財産を無償にするのかという説明さえありませんでした。残存価格がいくらあって、どういった理由で無償にするのが得策で、町としても今後運営される民間の社会福祉法人さん、蓮華園さんのほうにも有益であって、町としても有益であるので無償にするんだというわかりやすい説明をいただければという趣旨での質問ですので、その質問の趣旨を理解して再度詳しい説

明をいただければと、お願いします。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

幼稚園のその後どうするのかというお話がありました。これは先ほど申しましたように、耐震問題といえますか、耐震が0.23ということで大変危惧をするわけでございまして、建物も大分たっておりまして古いわけでございます。その後については議会の皆さんと御相談をして、どうするのかというのは早急に決めたいと思っております。

それから、第2保育所については、これは18年当時の集中改革プランですか、その中で保育所の民営化ということが話が出ております。やはり第2保育所についても、これも順次民営化ということで私は考えておるわけでございますけど、まだ中にどういうするのかというのは決めてないわけでございますけど、民営化に沿ってやっていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

それから、土地の坪単価関係は、実勢。住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

先ほど土地のことですけれども、詳しい説明っていうことでしたのでもう一度説明させていただきます。

土地の不動産鑑定につきましたの手法なんですけれども、まず取引事例ということで近傍の取引事例ですね、それを3カ所設定いたしまして、あと個別的な格差がありますので、それに基づいて標準値と、あと事例のあったところの比較をして比準価格を求めています。そのときに比準価格を求めた価格が平米当たり3万1,700円ということで、面積に直しますと1億7,200万円ということで比準価格を出されております。

それから、開発法による価格ということで、この土地を低層な戸建ての住宅地として分譲した場合ということで、それに基づいた価格を出されております。それを出された場合、1億7,100万円ということで価格なっておりますけれども、この手法を、あと取引事例の分とあと開発法のほうを考慮した上で、市場参加者による行動原理を反映した開発法による価格のほうがこの価格として適正であるということで、金額のほうが1億7,100万円ということで表示をされております。

固定資産税等の比較はちょっと私のほうでは説明できませんけれども、鑑定士さんのほうが取引事例とか、開発法による土地の算定をしましたので、この価格が適正な価格として判断し、この価格で売買するとしております。

それから建物ですけれども、今現在、残存価格、残存が処分、22年ですので、今経過のほうで14年経過してしますのであと8年ほど残っています。これを先ほど言いました補助金等による予算の執行の適正化の法律に基づきまして算出しました場合、譲渡価格のほうは鑑定士さんのほうでこちらのほうも1億140万というふうに出されておりますので、これが今現在の価格とっておりますので、その価格に国の補助金、補助金のほうが先ほどの契約書のほうにつけてましたけれども4,133万円あります。それと総事業費、それが2億9,434万6,500円でしたので、国の補助金の納付金額ですけれども、譲渡価格に総事業費割るの国庫補助金を掛けまして、算出した金額が1,433万5,000円ほどになります。

あと上限額というのがあるんですけれども、国庫補助金に対して処分制限期間22年と、あと

経過年数、14年ですね、それを処分制限期間22年で割って算出するほうが上限価格になります。

算出の計算式ですけれども、補助金4,133万円に経過年数、22年引く14年ですね、それを処分制限期間22年で割って、その場合1,429万1,000円となります。これは上限価格ですので、これを上回ってはいけないというふうになってますので、最初に求めました1,413万5,000円が補助金の返還というか、そういった形になります。1億1,400万円で売った場合に1,413万5,000円の納付金額が発生いたします。

それと私の説明ですけれども、有償した場合はこの1,400万円が発生しますし、この分を国に納める形になりますけれども、これを有効に保育所として使っていただくという考えで、無償にした場合はこの分は発生しませんので、引き続き無償で保育所のほうを運営していただきたいということで、無償譲渡としております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

2番議員のお尋ねの、まずは土地の件でございます。

現在の価格は安くはないかということでございます。私も確かに最初聞いたときに、えっというふうな感覚でございました。この土地につきまして、固定資産の標準値がちょうど駅前角地の横が標準地になっております。そことちょっと比較して検討いたしました。固定資産の標準値が、いわゆる今言いましたバスターミナルのすぐ近くでございますけれども、この現在の平米単価がコンマ7割戻して3万7,100円でございます。ちなみに、一番高かったといえますか、平成6年当時は9万8,300円ということで、現在約4割に、当時の高かったときの価格からすると落ち込んでいるというふうな状況でございます。

それで、今言いましたように、駅前の標準値価格が3万7,100円ということで、今回売買しますこの幼稚園の土地につきまして、広大な土地でございますので、この分のまず園舎が建っておる分、いわゆる宅地ですね、この分の単価が3万200円という鑑定の評価が出ております。先ほど言いました駅前の3万7,100円と、そしてこの園舎の分の3万200円、これを比較しますとおおむね8割の差といえますか、8割のところで評価がなされております。駅前と、それから今言いましたように、保育園の部分と比較しますとコンマ8ではある意味妥当ではないかというふうにまず考えております。

それからもう一つございますけれども、この保育園の敷地については広大なものでございまして、今言いましたこの園舎の部分、運動場、そして進入道路がございまして。こういったものを含め検討されまして、単価がいわゆる2万3,673円ということで出ておりますけれども、今言いましたこの広さとこの用途の補正が率にしますと0.78ということで、率にしますとそういうことになりますので、それを総合的に勘案しますとやはり今回の1億7,100万の金額は妥当ではないかというふうに判断をいたしております。

それから2点目の家屋の件でございます。この件につきましては、今住民福祉課長が説明いたしましたように、木造ですので耐用年数が22年、現在14年経過しておるということで、帳簿上も鑑定評価も約1億円の残存があるということでございます。確かに今までは新築して今までこの建物に対する維持経費につきましてはそうかかっていませんでしたけれども、今後につきましては、今後14年以降、相当の維持経費が必要になるのではないかとというふうにも考えております。

それから、先例の第3保育所につきましても家屋につきましても無償で譲渡しておるということがございまして、総合的に執行を考えまして今回無償にしたということでございます。よ

ろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）
2 番。

2 番（阿部 豊 君）

1 点目、町長、建物の既存の幼稚園の方針、廃止をしたいということで建物については耐震の部分もあるので議会と相談してというのはありがたいんですけど、町長の方針はどうかというのを私はお伺いしている質問ですので、町長の方針はどうかというのを、既存の幼稚園、耐震度が低いという部分の建物についての町長の方針はどうかというのをお伺いしていますので、そのところをお願いいたします。

2 点目、土地の件につきましては理解しました。決して安くはありませんよと、鑑定評価も出ておる状況でしようけども、実際、固定資産の評価額の提示もありました。高いときからそれだけ地価が落ちてきたというようなことで単価的にこういったことになる。ましてや大規模修正がかかってきますので、そのところが単価的な部分で下がってくるんですよとの結果がこの単価になっているということでの御説明でしたので、ああ、そうなるのかなということ で理解をいたしました。

3 点目、残存価格は 1 億ほど価値があると、ただこれから維持管理に費用も必要だと。売却しても補助金返還等があり、町益プラス今後の運営等を考えた佐々町の子供たちを育てる環境をよくするために、売却するのは町益につながらないという判断で無償だということで、前例も無償で行ったということで、今回も無償にしたいということでの説明だということで理解をいたしました。

ちょっと最初の町長の分だけ、町長の方針をお伺いしたいということで、その回答がありませんでしたのでお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど申しましたように、幼稚園というのは耐震強度の問題があると、0.23ということでもありますので、私としてはこれは取り壊さざるを得んのではないかと、今後の利用については取り壊さざるを得ないのではないかと私考えて、ただ、まだ庁内で話はしておりませんので、私の考えだけでございますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
2 番、いいですか。
ほかありませんか。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）
お尋ねいたします。

まず土地についてなんですが、29 年 4 月 1 日までに甲に納付しなければならないということと、所有権の移転が 29 年 4 月 1 日に乙に移転するということであれば、までについてこの期間はどういう期間なんでしょうか。実はその債務負担行為について見てみますと、債務負担行為の期間は平成 29 年度、1 億 9,560 万というふうになってますが、年度は 29 年 4 月 1 日から 30 年の 3 月 31 日という期間があるんですけども、私ひとつ疑問に思うのは、これは総務厚生委

員会でも説明されたんですが、この幼保連携型認定こども園施設整備事業について、財源内訳は国が半分、町が半分で事業者の負担はなし、そしてこれを29年度中ということですが、なぜ28年度の予算で29年度の予想される支出を確保するのかということについて根拠を明らかにしていただきたいということであります。答弁次第によっては次に移りたいと思いますが、ですからこの代金の支払い方法は「までに」ということよりも所有権の移転ということを考えると29年4月1日そのものを期限前に払うということはあるんですか。契約上の問題としてお尋ねいたします。

さらに、10条、11条あたりで聞きますが、買い戻しの特約が21条ということで10年ということを書いてありますが、ごめんなさい、22条ですね。それを建物の残存期間のこととの関係からいえば、この建物が耐用年数に相当する期間ということに書いてありますけど、処分の制限の期間が。これが買い戻しの期間と建物の処分の制限期間との関係では整合性があるのかどうかということについての意味からいうと、物件の処分制限期間というのを具体的にお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、これについての21条とか22条、それぞれについていろんなことが条項で定めておられますけれども、これは継続的に町の側が何らかの方法できっちりとチェックしていかないと、第21条第2項で該当する事実がないと認められるときはということですから、違約がないとき自動的に買い戻しの特約を解除するということになるわけですから、そうするとその間に約束違反があるのか、ないのかについてはチェックする必要があると思いますけれども、その分についての体制が役場のほうとしてとれるのかどうか。役場の買い戻しの期間が少なくても満了するまでは町の権限が及ぶはずですので、そのときには町としては町の財産をしっかりと守るという意味からいってもチェックの体制がいるのかと思いますが、そのことについて体制を今どのようにとりつもりでられるのかあります。そのことについては、先ほど申し上げかけたんですが、10条、11条、12条について、特に12条、実地調査等というふうにあります。これについてもチェックが明確にできるように皆さん方で財産管理をしていかないと、これははっきり申し上げて絵に描いた餅になっていくと。条文そのものは全体として厳しいように見えますけれども、それを補償するだけの体制がないと、これは十分に担保されない、町の側から担保されない条項になってくのではないかとというふうに契約上を見るとそういったことを読めるんですが、そのことについての体制ができるのかどうかということについてお尋ねいたします。

それから、建物についても所有権の移転が7月1日ということを書いてあります。第8条で国または県からの補助金等についてが一覧表で書いてありますが、これ合計をすると1億1,882万5,000円になるんです。それで特に国からのNTT債ということで貸付金ということで7,779万2,000円あります。これは当然事業者のほうがかかっているといかないという形で、建物の譲渡と同時にこれは返済をしていかなければならないと思いますが、返済財源はどういうふうになるのでしょうか。国からの運営補助金が出れば、これもただになりますね。国から運営補助金なり何なりが毎年交付されていけば返済金についても事業者自身の負担はないという形になりますが、この返済財源はどこから出てくるのかお尋ねいたします。そして民営化すれば事業者のほうに毎年どの程度の運営補助金が出るのか、国、あるいは国が出せば町も出さないとはいえないと思いますが、そのときの町の財産、お金をどの程度出していかないとはいえないのか、そのことをお尋ねをしておきたいと思います。

それから、債務負担行為については端的に29年度ってということですが、発行日、効力を発生する日を明確に答えてください。

以上です。

どなたから行きますか。住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

最初の質問で債務負担行為の質問だったと思いますけども、これにつきましては平成29年4月1日に民営化しますけれども、平成30年4月1日からは幼保連携型認定こども園ということで移行をするんですけれども、29年度に幼保連携型認定こども園の整備が必要になってきております。今回、土地、建物について契約をしておりますけれども、施設運営移管に関する契約も今年度にするようにしております。これの中に施設整備につきましては、国・町のほうからも補助をするということで契約にうたいますので、債務負担行為として契約にうたいますので、29年度に建設のほうはいたしますけれども、債務負担行為ということで今回上げさせていただきます。

それから2番目の物件、建物の物件処分制限期間、買い戻し特約等の関係ということで、物件の処分、建物の物件の処分制限期間ですけれども、残りの年数が8年ありますので、年数からしていれば平成37年3月までが処分制限期間となります。ただ、補助金、建物壊したりとか建て直したりとかした場合はまたこの分は変わってくる可能性はありますけれども、今のところは処分制限期間は平成37年3月になります。

それから3番目の質問ですけれども、買い戻し特約のチェックの体制はどうかということで、第12条であげますとおり、実施調査し報告求めることができますとなっております。それから登記簿等も取ることもできますとしておりますけれども、保育所の場合、指導監査というのが毎年やっておりますので、その中でもチェックはできると思っておりますので、この分につきましては十分できると思っております。

それから4番目の質問で、建物の貸しつけ、第8条に国・県から交付された補助金ということで3つ上げておりますけれども、この一番下にありますN T T債、社会福祉施設等施設整備資金貸付金ですけれども、7,779万2,000円ですけれども、この分につきましてはもう既に返済しておりますので、事業所のほうからこの分についての返済というのは発生しませんけれども、補助ということでしてありましたので、この部分を上げさせていただいておりますので、実際的には上に二つありますこの分が施設整備にかかっていますので、この分がそういった縛りが出てくるということになります。

それから、5番目の質問ですけれども、債務負担のことですね。民間への運営補助金は、建物に対しての補助金だけですので、その民間に対しての補助金とかは建物以外では発生いたしません。もちろん保育所を経営されますので、その分についての負担はほかの保育所と同様に、その分の負担は同じようにありますので、ここだけ特別に運営費の補助とかいうのはありませんが、今回幼稚園のほうの問題とかも解決させていただきますので、この分につきましては本来は国が2分の1、町が4分の1、事業所のほうが4分の1となっていますけれども、今回は事業所が納めます4分の1につきましても町のほうが補助をするということで、合わせた形で計上させていただいております。

議 長（西 日出海 君）

いいですか。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

重々再質問いたしますが、債務負担行為についても発行日、だからあなた方がこの予算が通った場合に債務負担行為によって支出ができる期限ですか、最初の日いち、開始日はいつになりますか。4月1日からいつでもできますよということなのかどうなのかということをお尋ねしているわけです。普通、債務負担行為っていうのは、例えば3年間とか5年間とかっていう

ことで、毎年50万なら50万で債務負担行為150万、3年というような債務負担行為なんです、単年度でこれだけの金額を一挙にぽんと出すということは29年度で仕事するんだろうと思いますけれども、そのお金が国とか町は28年度中に用意しておけば29年4月1日のその日にぽんとお金が相手の事業者の口座に振り込まれるんじゃないか、振り込むことは可能ですよねっていうことをお聞きしているんですよ。だから、4月1日に発行するんじゃないですかっていうことをお尋ねしているわけで、そのことについていま一度答弁をいただきたいと思います。

それと第8条の建物の分ですね、建物の分の第8条、答弁はただの答弁ありましたが、既に返済している、町が返済している、し終わっているのも補助金という形になりますということと言われた。そうすると、建物が無償譲渡ということにはなってますけれども、実際にはこれだけの金額があなたのところに行きますよということでしょう。お金で換算すれば、1億1,882万5,000円が実質補助金、お金としては移動しないかもしれませんが、国とか県とか町の交付金が丸々援助されると、無償じゃなくて贈与という言葉はよくないかもしれませんが、内容としてはお金を渡すということになりはしませんか。ですから、町の負担が債務負担行為で出てますけれども、それ以外にもこれだけの金額が実質は相手方にわたるということになるのではないかと、ただ単に建物譲与ということでは済まない財産の移動があるんじゃないかというふうに思いますけれども、そのことについて答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、建物の処分制限期間は37年3月31日というふうにおっしゃいました。そうすると、土地の買戻し期間が10年ですから29年4月1日から計算いたしますと39年4月1日ということになります。そうすると、この建物の処分制限期間との関係ではちょっとそごができるんじゃないかと。建物については37年3月31日までは処分はできないけど、4月1日からはできますよと、可能ですよということと、いかようにも処分できるということになりますよね。処分の制限期間外れますから。それで一方では土地は買戻し期間で10年で39年4月1日ということになってますけれども、こういう私どもの権利の関係で複雑になるんじゃないかというふうに思います、いかがでしょうか。

それから、日常の年1回の報告体制があるんで大丈夫だっていうふうに言われましたけれども、こういう町の町有財産、まだ町有財産の期間ですからその期間にどういうふうに権利がなっているかっていうことは日常的にチェックしないとわかりかねるし、半年以上たってから気づいてはもう遅いということも出てまいります。買戻しの特約期間に反してここに書いてあるいろんな処分と何とかされれば対応ができなくなるんじゃないかと、解約とかいろいろあったにしても。現実には先行すれば対応はできないじゃないかということで、年1回の報告を得るということではだめではないかというふうに、だからそういった意味では財産を管理するという意味からいえば、しっかりと体制をもってとっておかないといけないとあります。関与のことについてであります、一番最初に2番議員の質問に対する町長の答弁で、民営管理すればいろいろできるのではないかとされたんですが、それはそれであり得るだろうと思いますけれども、町としても保育とか幼稚園教育について一定の方針、政策を持っておくと思うんです。それがこういうふうに民間に全部、土地も含めて全部行ってしまうと、実際には町は関与、端的に言えば運営については口出しができないんじゃないか。もしできるとすると、町の政策方針について要請をいたしますと、お願いいたしますという形でしかできないんじゃないかと思うんですが、そのあたりについては、いろいろできると言われたけどいろいろできなくなるんじゃないかというふうに思います。

それから一般財源化したんで国の補助金がなくなった、それで民営化しなければいけないというふうに答弁されましたけれども、そうであるならばその年度の前までに幼稚園、国から来てる、あるいは町の財産もお金も入れて公立の運営をしておったと、それだけのお金を一般財源化しても交付金はあるわけですから、その枠から幼稚園とか保育園所に必要な町の財政を当

てれば済むことではないのかというふうに思いますが、そのあたりについては疑問に思います。2 番議員の質問のやり取りの中で私も疑問に思いましたので、つけ加えて質問をいたします。以上です。答弁をお願いします。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
最後のほうの御質問でございまして、やはり民営化をしてがちょっとというのは、町としましてやはり完全に民営化ということではなくて、この民営化に対しまして我々が口出しをできないとかそういうことはないわけです。監査は先ほど申しましたようにやるわけですから、毎年。それから、議員さんも御存じのように、英会話教室とか体操教室も公立、民間区別なくお願いをしているわけでございます。そういう中でやはり民間でやったほうがやはり今までも、第 3 保育所もやりましたけど、やはり保護者の方の評判も大変いいわけございまして、町としましても待機児童とかそういうのが発生しないようにやっていかなきゃならないと思っていますし、いろんな補助制度を通じながらやはり民間にして、民間の方にも支援して、町としてもいろんな協力体制といいますか、決して民間任せでやっていくのではなくて、町も関与しながら一緒になって保育所を盛り上げて子育て支援に頑張っていくっていうのが、今の保育所行政のあり方じゃないかと私は思っています。これが先ほど申しましたように、補助金制度についても、やはり民間が補助金を申請するのは補助金が出ます。先ほど申しましたようにですね。公立で補助金を申請して建物を建てるとかそういうのが今なかなか難しいわけです。制度は変わっているわけでございますので、やはり一般財源の負担、先ほど申されましたように、いろんな補助金から出せばいいじゃないかと、確かに言われました。しかしながら、やはり公立でやるより民間でやって効率がよくて、やはり保育所もうまくいくっていうのが我々の今狙いでございまして、そういう民間でやったほうが今のほうが、今、保育所、幼保連携とか、保育所、幼稚園については私はそのほうがいいということで今回民営化をお願いしたということでございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

すみません。さっき監査をする、できるって言いましたけど、これはチェックですね、毎年一回の年のチェック体制をやっているという、先ほど課長が申しましたような、でございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

議 長（西 日出海 君）
あとは担当のほうからできますか。住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

住民福祉課長。最初の質問で債務負担行為の支払い、支出ができる期限はっていうことで御質問ですけども、今回の債務負担行為上げている部分は、国の基準に基づいてこの補助金を出すんですけども、29年度につきましては、また国のほうでまた金額のほうで定められてきますので、4 月 1 日になってからといってすぐに出すわけではありません。金額のほうもまだはっきり今の段階での、現段階での金額です。29年度にはまた金額が改める場合もありますので、その場合はそのほうが決まってから支払いになると思いますし、そのときはもちろん予算を立てて支出する形になると思います。

それから、2 番目の補助金の額、合計した 1 億がそのまま移管先法人のほうに渡されるんじゃないかということですけども、建物のほうは鑑定評価しましたところ 1 億の価値がありますので、お金じゃありませんけど建物のほうは 1 億円の価値のあるものをそのまま無償譲渡す

るっていうことになりますので、考え方によってはそういった捉え方になるかと思いますが、無償譲渡することによって保育所のほうをしっかりと運営していただきたいというのがありまして、今回、無償譲渡するものですので、この補助金ということとはまた別のことだと私は思っております。

それから、あと 3 番目の建物、土地との物件の処分の制限期間の差があるということですが、建物のほうにつきましても同じ指定用途ということで、土地と同じように最初の 1 年間は保育所として供すること、それから第 2 項にしましてはあと幼保連携型認定こども園ということで、その使用の用途に直接供しなければならないということで規定しておりますので、建物の場合に残存期間があるものですから、土地と建物と一緒にすることはちょっと難しいと思いますので、契約上はこういったやり方でしていかせていただきたいと思っております。

それから 4 番目のチェック体制ということで、指導監査のほうに年に 1 回ということですが、ほかにも行事とかいろいろありますので、そのときにはどういった状況か、そういったことでもまた把握できますし、私たちもそういったことがないように、今の人員体制でチェックしていきたいと思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

公立では補助金が出ないということであれば民間を、民営化を選ばざるを得ないという説明ですが、そうすると国の方針としては公立の民営化なりに、民営なり幼稚園なりの民間の部分を推進し公立の分は限りなくゼロにしていく、お金でもってこういった縛りをかけていくっていうふうに、いわゆる逆差別ですね。従来は官のほうがよくたっていうような形でお金が潤沢に回ってくるっていうような形であったんですが、逆差別がここでは国の方針として明確になされているというふうに、説明をお聞きする範囲でそう思いました。これはやはり問題があるんだろうと思いますが、私としても一般財源化したときに、たしか国の約束は、例えば幼稚園に、あるいは保育園に渡すお金っていうのは基本的には補償しますよっていうことで一般化、財源化したはずですよ。だから一般財源化するならそれに相当する部分は交付金なんかに入っているはずですよ。区分けされていないからわからないっていう答弁はいつもありましたけれども、入っているはずなんで私は無理難題を言ってるわけじゃないわけで、その当時は一般化、財源化した当時の国の約束があったはずだから、町としてはその分に相当するお金が来ているはずだ。だからその分を使って運営するっていうのは十分できるんじゃないかっていうふうに申し上げているわけですが、そのあたりでは違いますか。

それから今一つは、私は質問して答弁がなかったのが、毎年事業者に対する運営補助金はいくらぐらい補助が継続して、なされていくのかということをお尋ね、質問したところがありませんでしたので、そのことについてお尋ねをいたします。

それと、先ほど買戻し期間 10 年、そして建物の処分制限期間、そうするといわゆる契約上はそれ以降については同様に処分、所有、土地にしても建物処分していいという状況になるわけですが、保育園とか幼稚園というのは事の性質上、基本的には半永久的に事業運営をしていかないといけない対象施設であり事業だと思うんです。そういったときに 10 年とかあるは 8 年という程度の縛りでこのことの、私どもの中央保育所の、あるいは幼稚園の分を引き渡していいのかどうなのかっていうことなんです、やっぱりしっかりと補償ができるのかどうなのかっていうのが私は非常に心配なんです、そのことについて当然展望を持っておられると思いますのでお尋ねをいたします。

それから、そうすると先ほどの債務負担行為、説明と債務負担行為を計上されたことの矛盾があるんですが、金額のほうで十分はつきりは決まってない、国がどの程度認めるかもわかっていない、そして財源が確定すれば予算を立てますと言われた。そうしたら今の時期にわざわざ債務負担行為を補正する必要はないんじゃないか。予算の枠をこれだけとっておきたいいうことでしかいう意味はないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。債務負担行為の立て方としてこれは違っているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それからチェック体制は結構面倒なんですよ。最低でもまず登記事項については毎年確認せんといかんですね。法的な問題としては。だからそういったことも最低、日常仕事にかまけてつついというっかり見逃したということはあり得ないとも限りませんので、そのあたりについては体制をつくっておらないといけないといふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それから、町長言われましたけども、チェックの問題で、法律に、だから基本的には法律に基づいて法律に違反しているかどうかチェックの基本ですよ。だから法律に違反してなければいいわけなんだけれども、そうすると私が申し上げたのは、町として法律以上に豊かな保育行政、幼稚園の教育を展開しようとするれば、直営であればストレートに予算を計上してそれを実施することができる。だけど民間に対しては要請しかないんじゃないか。今は確かにうまくいっているかもしれませんが、それは今契約の相手方には失礼な言い方ですけど、一般的には事業経営っていうのはいろいろ大変な時期です。そしてなおかつ国とか県とか、町のこれだけの補助金がなければ実際には運営できないんだらうと思うんです。だからそのあたりでしっかりと見きわめがついておられるのかどうなのかお尋ねをいたします。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

保育所のこの民営化についてで今お話がありました。一般財源化の問題が仲村議員さん申されましたけど、本町にそういう一般財源化ということでどれくらい入っているのかというのがわからないわけでございますけれど、ただし先ほど申しましたように、いろいろな増改築とかそういうことをする場合でも、やはりうちの予算内で、一般財源でやるというのはなかなか厳しいわけでございます。これは仲村議員さんも御存じだと思います。やはり補助金等を活用しながら増改築もやらなければならないということが我々の使命でございまして、ここだけに一般財源を集中して使うというのはなかなか厳しいと私は考えておりますので、やはりこれは民営化して、やはり民のほうでできる、これは県下の大部分が民営化を今ずっとやっているわけでございまして、大変好評であるということと、我々の今第3保育所についても、先ほど申しましたように民営化して大変住民の皆さんから好評をいただいているということでございますので、今回幼稚園がああいう形になったわけでございますので、幼保一体化をした民営化で中央保育所をお願いしたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それから債務負担の関係でございますけど、これは29年度に何で限度額を定めて、来年度で計上すればいいんじゃないかということですよ。これはやはり補助金の給付というのは、交付というのは29年度になるわけでございますけど、やはり施設運営に関する契約というのは今回結ばなければならないわけです。その中でやはり予算的な裏づけといいますか、そういうのがなければならないんじゃないかと私はそこをちょっと考えたんですけど、そういうことで今回、債務負担行為として上げていると私は考えていますけど、これは担当のほうに聞かなければならないんですけど、そういうことではないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（西 日出海 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

今先ほど町長で述べましとおり、今年度、施設運営移管に関する契約書っていうのを移管先法人と結ばせていただきたいと、議決が通ったときですけれども結ばせていただきたいと思っております。その中に施設整備の補助ということで、事業所の負担する分につきましても町のほうが補助しますということで、契約のほうに定めますのでこの契約上、予算の裏づけも必要ですので、今回債務負担行為として上げさせていただいております。

以上です。

議長（西 日出海 君）

まだあるやろう。10年で縛りはいいのかとかさ。もう答弁終わり。10年縛りでいいのかと言われてますよ。はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

すみません。買戻しとか10年の縛りということで御質問がありましたけれども、一応買い戻し特約につきましては最長10年というふうになっております。町としてはもちろん10年以上もずっと続けていただきたいのが気持ちですので、ほかの例に習ったというか、10年ということでほかの事例も同じようにそういうふうにされていますので、気持ちとしては10年以上していただきたいというのがありますけれども、この契約上では一応10年として定めております。

以上です。

議長（西 日出海 君）

あと一点。運営方針についての要請ができるのかと。誰。はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

何回もすみません。運営費の補助はどうしてくるのかってということで御質問ですけれども、これにつきましてはほかの保育所、認定こども園と同じですけれども、今回の250人という定数を受け入れられるんですけれども、その保育所の通常のとおり、その分につきましてはこの施設に限ったことではありませんで、その分については負担をしていきます。運営に対しての補助っていうのは、特に整備のほうだけでほかにはありません。

以上です。

議長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

端的に言います。債務負担行為のことについては予算を確保しておくということであって、それ以外の何物でもないということがわかりました。予算の裏づけがないことにはこの国のお金を持ってこれないということなんだと思いますが、それに事業費の総額そのものもまだ決まらないということですよ。多くなったり少なくなったりするということなんだと思いますが、そのことについてはちょっと債務負担行為のあり方からしては違うんじゃないかという感じがするんですが、そのことについてはどうも意見が違うようございまして、これについてはこの程度でしておきますけれども、そうすると一般財源化のことについて申し上げますと、こ

の一般財源化のときのわからないと言われたけれども、このときの私やり取りを今でも覚えているんですが、一般財源化すれば保育所に対するお金は基本的にはなくなっていくんじゃないかと、一般財源の枠の中でそれなりに姿勢をしっかりと持っていないと、いわゆる必要なお金のほうにどんどんどんどん流れていって、保育所とかそういったところには財源として確保できないんじゃないかということをお尋ねしたこともあるんですが、そうしたらそのときのあれとしては、前年度までの水準は確保しますと執行部の皆さんから答弁があったんですよ。そしたらそのことからいけばどうなのかっていうことなんです。やはりそうであれば一般財源化したからどうのこうのじゃなくて、難しい話ではないと。金額についても、だから時代が変わってきておりますので、当然増えておかなくともおかしいというふうに思いますが、無限大に保育所と幼稚園に投入せよと申し上げているつもりはありません。そのときのやり取りのことからいけば、そして皆さんと、少なくとも私とのやり取りの中では私はそういうふうに受けとめておりましたので、一般財源化したからといってわからなくなったという話には到達しないんじゃないというふうに思います。

それから町の関与とか運営がということについては答弁がありませんでしたが、私は申し上げているのは、この保育所そのものはもともと、そもそもは60年、70年代のときにお母さん方が「ポストの数ほど保育所を」ということで、要求運動の中で国とか県とか町が、当然のように今はありますけれども、予算が組まれていますけれども、皆さんのあれは公立でしっかりした保育所をつくってほしいという運動から、そもそもの始まりじゃなかったと思うんです。そういったことからいけば、保育所の運営についてお金がどうのこうのということとは解せないと思いますけれども、そのことについて、踏まえた上で私が申し上げているのは、町がお母さん方から要求があったときに町の直営の場合には何とかしましょうという答弁ができます。しかし、そうでなかった場合には相談してみますっていう話になろうかと思います。そうすると、実際にはそれぞれの事業者に対してそれぞれのお母さん方が直接交渉しないといけないということです、やっぱり事業者と保護者との関係では力関係でなかなか要求どおりにいかないという問題もあるかと思いますが、そういったお母さん方、子供たちの要求との関係ではストレートに皆さんの要求を受けとめて運営するということができるのか、どうなのかということなんです。そのときに皆さん方はお母さん方の要求を受けとめて、しっかりと実施を求めていくということができるのかどうなのかということをお尋ねするわけです。もちろん民間の方も一生懸命に努力されて全国のいろんなのを見てみますと、本当に懸命な努力をしながら立派な保育所、あるいは認定こども園とか運営されている方がおられるということは私も知っております。だから民間が絶対いかんというつもりはないですけれども、町民の皆さんのお金、あるいは国とか県のお金が入ったものを民間にするときにはそれだけのものが町の側にはいるんじゃないかということをお尋ねしているんですが、運営とかそういったことについては、ただ単に行政という程度のことで済むのですかということをお尋ねをしているわけです。

それから運営費のことについて、だから私が聞いているのは、毎年の運営費が今度事業として渡した相手方にどの程度国からおりるのか、今もう規模わかってますから、それと、そうするとそれに対して町としても毎年その程度のお金は投入しなければならないということであろうと思いますが、金額を教えてください、答弁してくださいと求めているのはそこです。そのことについてお尋ねをしたします。

もう一つ、ごめんなさい、忘れてた。売却ということになってますけれども、土地は貸与という形、いわゆる貸しつけという形の選択肢は全くなかったんでしょうか。最初からもちろん審議に参加しているんですけれども、もう土地は売却するというのがどうも前提であったようでございますが、貸しつけという方法は取るべき選択肢としてはまずかったんでしょうか。最後にそのことをつけ加えて、一応一連の質問については終わらせていただきます。

終わります。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
保育所の民営化についてのお話がありました。これはもう私と仲村さんと堂々巡りに多分な
ると思います。私は民営化のほうが効率的にいいし、それから先ほど申しましたように、一般
財源化ということも考えれば、やはり町として今後保育園、幼稚園にお金を入れるというのが
大変、一般財源化して法律がそういう変わってますので、町としてはそういうことを受けざる
を得ないと思っておりますし、やはり民営化というのがやはり住民の皆さん方のニーズという
か、そういうことで今、第 3 保育所の例を見ましてもやはり保護者の方からの評判もいいとい
うことで私どもも聞いていますし、それから今後、今度またお願いする保育所についてもやは
りいろんな実績をたくさん持っていらっしゃいます。これが我々としてこういうノウハウを持
っていらっしゃる方がやっていただくというのが我々としては大変いいことではないかと思っ
ております。ただ我々がそういうことで完全にそういういろいろなことを民間に任せるのでは
なくて、町としても言うべきときはきちっと言って、やはりいろんなことの補助金交付なんかも
ありますし、そういうことをやって住民の方の安全安心といいますか、そういう子育て支援
に我々も努めていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお
願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

住民福祉課長。最初の質問の中で、保護者からの要望とかいう御質問でしたけれども、この
議案が議決された場合は、もちろん保護者のほうに説明会を開いて、そのときに要望とか受け
入れられるものは受け入れられるようお願いはしたいと思っております。

それから運営費がいくらかかるかという御質問ですけれども、今、すみません、手元に試算
しておりませんので時間をいただければ調べたいと思っております。

それから 3 つ目の売却とあとほかに貸しつけもということの御質問ですけれども、これにつ
きましては第 3 保育所の場合、土地の売却しておりましたので、今回も同じような形で売却と
いうふうにしております。

貸しつけにつきましては、前の例を習ったということで、すみません、貸しつけにつきまし
てはちょっと、この分につきましてはちょっと考えを持っておりませんでした。すみません。

議 長（西 日出海 君）
金額について、出るんですか。

金額については、今調べに行ったということでございます。土地の貸しつけ等については考
えていなかったということでございますが、執行、それでよろしいですか。はい、いいですか。
副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

9 番議員さんの土地の貸しつけには考えていなかったのかという御質問でございます。今回
民営化でお願いする分につきましては、幼稚園の部分も一緒に 30 年度から運営していただく
ということで、増改築といいますか、新築といいますか、相当の改築の工事が出てきます。これ

の費用につきまして、やはり資金面におきまして貸しつけでは相当厳しいのではないかというふうに考えておまして、やはり土地を売却しての建物建設ということを考えまして、今回売却ということをお願いをいたしておるものでございます。

議 長（西 日出海 君）

9 番議員、まだ金額等は出ませんが、質疑を一時中断してほかの方の質疑に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、ほかの質疑に入りたいと思います。7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

大体これにつきましては担当委員会とか全員協議会で中身については理解できているつもりでございますが、先ほど説明の中で予算の関係で債務負担行為について簡単に説明されたものですから、やはり我々は中身は理解しておりますが、一般町民の方はさっぱりわかっておられませんので、どこの厚生労働省の補助金で国の補助金がいくらで、事業者がいくらでという説明を追加してやるべきじゃないかと思いますので、債務負担行為のどこの補助金を使ってするかの内訳を後で答弁を願いたいと思います。

それから、資料の中でまた土地売買契約書関係が資料ということでございましたが、認識の違いかも知れませんが確認しておきたいと思います。契約議案につきましては、私は金額、面積及び契約書も一体的なものと理解をしておるものですから、随意契約の議案という認識も持っておるところでございますが、ここに出ているのは面積と金額だけの、あれが本体の議案で、契約書は付属資料のように出ておるものですから、そこら辺の見解についてお尋ねをしておきたいと思います。

それから中身の資料 1 の土地売買の仮契約書の中で、全体的にお尋ねをしておきたいと思いますが、先ほど前の議員さんからも質問がございましたけど、権利の設定等の禁止、第 11 条、実地調査等が 12 条、それから買戻しの特約の第 20 条の中の、11 条に定める義務に違反したときはうんぬんというくだりがありますが、その関係でお尋ねをしておきます。

まず 11 条の中に権利の設定等の禁止で甲の承諾を得ないでっていうことは、甲の承諾を得ればできるという、裏返せばそういうことになるわけですけども、そこら辺の認識をお尋ねをしておきたいと思います。

それから実地調査等の第 12 条ですが、用途指定の履行状況を確認するため随時に実地調査をし、または報告を求めることができるっていうことでございますが、これも先ほど議員さんから質問があったとおり、実際的に補助金等を出せば毎年状況報告を出さなくちゃいけないようになってますので、そこら辺で毎年されるのか、気の向いたときにされるのか、2 年に一遍されるのか、そこら辺をお尋ねをしておきたいと思います。佐々町に財務規則とか、契約に関しての規則がございますので、法令遵守ということで確実にお答えをお願いいたします。

それから第 27 条に予約完結権の譲渡禁止ということがございますが、双方、予約完結権は持つことはできますが、第三者に譲ることはできないというのは相手方に対して求めることであって、自分で使うことはいいということになりますですね。ですから、通常、売主が予約完結権というのは持つのが普通なんですけど、これから行けば両方が、売り手と買い手が持つような条文でございまして、これは財産権でありますので、相手方が仮登記すれば使えるわけです。例えば、今回のいろんな事業で融資を受けたいというときは、土地建物を担保にして仮登記をして福祉機構からの資金を借り入れるとかすれば、先ほど言いました第 11 条ですか、第 11 条に収益を持ってとする権利の設定、これに当たるわけですけども、そこら辺につきましては、買い方がお金を確保するために借りるんですかね、そういうことは承諾するというお考えなのか。例えばそういうことを申しましたけど、そこら辺をお尋ねしておきたいと思います。

何点かわかりませんが、お願いします。

議長（西 日出海 君）

わかりましたか。住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

債務負担行為につきまして、ちょっと説明が不十分でしたので、この分につきまして説明をさせていただきます。

この内容ですけれども、佐々町立中央保育所を平成29年4月1日付で移管先に移管し、同日から保育所として民営化を行い、平成30年4月1日からは幼保連携認定こども園ということで移行するため、平成29年度中に移管先法人が幼稚園機能部分の施設整備を行うに当たり、国の交付金を活用して施設整備の補助を行うとともに、国の交付基準による法人負担分につきましても町が単独で補助を行うものであります。

国のほうの補助額ですけれども、人数のほうで基準額のほうが変わってきます。今回120名ということで提案をされておりますので、定員が101名から130名の場合は本体工事のほうで9,080万円となっております。これは国の補助の上限の金額です。それから、あと特殊付帯工事ということで700万円別にあります。

金額のほうの内訳ですけれども、1億9,560万円ですけれども、国の交付金としましては、先ほどの定員101名から130名分の9,080万プラスのあと特殊付帯工事ということで700万プラスしまして9,780万円が国の交付金となります。それから町の負担金ですけれども、負担金のほうは4分の1となっておりますので4,890万円が町の負担となります。それから法人の負担の分ですけれども、これにつきまして町のほうが単独ということで補助いたしますので、この分につきましては町と同じ金額で4,890万円が補助金となります。合計しまして1億9,560万円が債務負担行為として上げております。

国のほうは、厚生労働省のほうになります。

それからもう一つ、第11条の甲の承認を得ないでっていうことの御質問と、あと第27条の予約完結権ということでこれについての御質問ですけれども、ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども。

議長（西 日出海 君）

質疑内容がわからんやったらもう一回確認してください。

暫時休憩いたします。執行は答弁をまとめてください。10分ほど休憩いたします。再開を12時からいたします。

（11時49分 休憩）

（12時00分 再開）

議長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行の答弁から始めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

債務負担行為のほうで私のちょっと説明が不足してましたので、その分をまず説明いたします。

国のほうの基準ですけれども、これは認定こども園施設整備交付金要綱の中に基準額のほう

が定められております。

それから契約書の中の第27条の予約完結権の譲渡の禁止ということですが、これにつきましては、本契約が成立したときに得られるような権利を第三者に譲渡ができないというふうな条文になっております。

それから、第11条の権利の設定等の禁止ということで、甲の承認を得ないで物件に地上権、質件ということがありますけれども、甲の承認ですけれどもいろいろな場合があると思います。先ほど須藤議員さんが言われた保育所の運営のために貸しつけを行うという場合でしたら、ここであればその場合は承認が得られると思いますけど、内容によっては得られる場合、得られない場合が出てくると思いますので、全部が承認得るわけではありません。

それともう一つ、仲村議員さんからの質問で運営費がどのくらいかかるかということの御質問ですが、一応今の中央保育所のほうが民営化をした場合ということで試算を出しております。支出のほうが1億2,690万円になります。これに対して国のほうの負担ということで、国のほうからは4,230万円が負担があつてます。それから、県のほうから2,110万円がそれに対して負担が生じます。残りの分が町の負担というふうになります。これはあくまでも試算ですので、そういうふうに想定をしております。

以上です。

すみません。もう一つ、この案件の中に土地売買仮契約書というのを、これは資料としてつけております。議案とは別に、議案の内容を確認する意味で、物件とか代金とかいう確認する意味で、この仮契約書のほうを資料として添付をしております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

7 番。ああ、そうか。実地調査。はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

何回もすみません。住民福祉課長。実地調査につきましては、今後はやり方につきましては検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

議案の出し方の認識は少し違うと思うんですけど、通常、決算書、予算書につきましては、決算ですね。たとえば決算にいけば款項が議決事項であつて、そのほかの節別とか財産調書とかは付属書類として出しますですね、議案の。そういうふうにするんですけど。多分それは議案の付属書類の部類に入るんじゃないかと、契約書は、私は思っておるものですから。資料ではなくて。どんなものでしょうかね。それをいいとされればそれで結構ですけど、財政課長にあとで。それでよければいいんですけど。

それから、権利の設定等の承諾につきましては、その案件、案件によるということなんですけど、判断が非常に難しくなるんじゃないかと思うんですけど、多分お金を持っておられますけどやはり借りたほうがいいのかということになるかと思うんですけども、そういう場合は承諾はするということですね。それをひとつ確認をさせていただきたいと思います。

それからさっきの補助金の件なんですけども、補助金を出すとなると佐々町の補助金等交付規則っていうのがございます。目的から補助金の名称、2条か3条からずっと申請があつて、

決定があつて、実地調査をして、あとは精算とか、支払いとか、その順序で補助金については出していくような形になるんですけども、その中で今の佐々町の補助金等交付規則で今回の補助金が様式とかクリアできるのか。また別途に補助金の要綱をつくられるのかどうか。そこら辺の考えについてお尋ねをしておきたいと思います。

あと予約完結権、例えば先ほど言いましたように、お金を借り入れるとなると仮登記をしたいと本人が思えば、まだ実際来年 4 月 1 日以降にしか財産は動かないですけども、契約書は生きるもんですから、6 月 21 日ですかね、この契約なさってきておられますから、議決もらえば生きてくるもんですから、仮登記は認められるようになるのかどうか。そこら辺も確認をしておきたいと思います。

以上です。相手がですね、仮登記。

議 長（西 日出海 君）

わかる方は。住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

住民福祉課長。最初に補助金のことですけれども、これにつきましては佐々町補助金交付要綱にのってしますが、これにつきましては第 3 保育所の場合は佐々町私立保育所整備費補助金交付要綱を改正して補助金のほうを出しております、今回は認定こども園ということですので、新たに要綱を制定してするようにするか、今から 29 年度ですけれども、検討して実施したいと思っております。

それから予約完結権ですけれども、これにつきましては譲渡に関する禁止ですので、仮登記とはまた別ですので、仮登記とは別物と考えております。権利を人に譲渡する場合の分をしますので、仮登記とはまた別と思っております。

それから、もう一つ質問あったですよ。すみません。

議 長（西 日出海 君）

執行のほうでわかる方が答弁をしてください。副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

第 11 条関係で町の承諾ということの表現の中で、借り入れの場合は承諾をするのかという御質問でございます。これにつきましては、ちょっと内容的にいろいろなケースございますので、もし出てきましたらちょっと内容によつての判断をさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

議 長（西 日出海 君）

いいですね。企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

この契約書、今回の議案に対するこの契約書が資料なのか付属資料なのかというお尋ねですけども、例えば工事契約の場合であれば、何と何と何を議案の中に書きなさいとそういうふうな、たしか例示というのは定められたというふうに記憶はしてます。

今回のこの譲渡契約等についてどのような扱いをすべきかというところは、ちょっと申しわけありませんけれども、ちょっと認識は今のところちょっと覚えてませんので、明確なお答えは、申しわけございません、ちょっとできませんで、議案の中で特定できるのであれば資料という位置づけでよろしいのではないかとと思っております。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

予算の中で土地売却の収入は全て公共施設整備基金ということで積み立てておられます。町長さんになられてから差し引き16億ほど公共施設に貯金をなさっておられますが、今後も土地売却収入とか、いろいろ随時の収入があった場合は公共施設整備基金のほうに積み立てていかれるお考えなのかを一つ。

それから、私が思いますに、公共施設等整備計画とか各施設の今から修繕があるわけですが、全体的な計画ができ上がらないと、この施設等については使ったら非常に私は困ると思っておるものですから、全体計画を早急に議会のほうに、担当委員会にでも出していただいて方向性について協議をしたいと思います。そういうことで、今後も土地売却の大きなものが出たら、ここに積み立てていかれるお考えがあるかどうかをお尋ねしておきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今回、補正予算の土地売却収入がつきまして、公共施設整備基金の積み立てたということでございます。公共施設整備基金が、先ほど議員が申されましたように膨大な金額になっているということで、やはり基金については先ほど申されましたように、公共施設の整備関係が出てくるわけでございますけど、これは全体的にやはり公共施設整備基金でなくて、基金の見直しもやっていかなければならないんじゃないかと、町としては思っていますし、やはり庁舎整備の件もあります。そういう中で基金については見直しを図って、適正な管理をやっていかなければならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

計画はいいですか。はい。

それでは、ほかありませんか。8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

3 点ほどお伺いいたします。

総務委員会の資料で、私、委員外議員ですのでちょっと資料の中の5月18日の資料1ということで、応募条件ということであるんですけども、ここの中に移管後、保育所定員が155名、それから認定こども園の移行後は245人以上ということになっております。⑧番のほうに児童福祉法とか、子ども・子育て支援法とかそういういろんな法的なことがあるんですけども、この155名以上ということになっておるんですけども、例えば施設に応じたところの人数ということになっておるんじゃないかと思っておりますけれども、何人ぐらいをそういう計画しておられるのか、以上ということになっておりますので、あまりにもおおよそということになっておりますのでそこら辺のところをお伺いしたい。

それから3番目で、佐々町幼稚園の入園の受け入れ、配慮すること、ということになっておりますけれども、どういうことを配慮されるもんか、それをお伺いしたい。

それから5番目です。さっきからいろんなことで話が出ておりますけれども、この保護者、地域関係者と話し合いの機会を設け、地域に根づいた運営に努めることということとなっております。

ります。そして、皆さん方、議員さん方が質問しておられますけれども、チェック体制を設けるということに今答弁がなっておるんですけれども、どういうチェック体制でそういう考えておられるのか。またチェックする場合、選定委員さんが今度 4 事業所を見て回られまして、10 人の方が見て回られましたけれども、その選定委員さんを入れてそういうチェック体制をされるのか、そこら辺のところ伺いたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

住民福祉課長。最初の質問で、総務厚生委員会の 5 月 18 日資料の 1 の 1 の、1 ページの（2）の応募の条件の②で移管後の保育所の定員が 155 人以上、幼保連携型認定こども園の移行後の定員を 245 人以上としておりますけれども、この定員につきましては今現在 155 人、それからしておりますので、この分は今以上にいう意味で「以上」という言葉を使っております。

それから認定こども園につきましては、245 人以上としてますけれども、これは今の幼稚園が実際のところは 3 歳児のほうは受け入れしてませんけれども、今回 3 歳児も受け入れるようにしてますので、30 人の 3 クラスということで、これに 90 人プラスして 245 人ということで、それ以上に受け入れをしてくださいという意味で「以上」という言葉をつけております。実際、今度提案されたところにつきましては、幼稚園のほうは 120 人ということでしたので、275 人というふうに定数のほうはなります。

それから 3 番目の幼保連携認定の移行の際には佐々幼稚園 2 年保育の園児の受け入れに配慮することと、これは今現在幼稚園に通っている方も認定こども園ができたときには受け入れ先がもうなくなりますので、その方を配慮して受け入れをお願いしますという意味の文言であります。

それからチェック体制ということの御質問ですけれども、この中に今度選定委員さんの方も入るのかという御質問ですが、選定委員さんはあくまでも選定するための委員さんでしたので、このチェック体制の中には入りません。職員のほうでこのチェックのほうは、今からどういったやり方をするかちょっと検討していかなければいけませんけれども、体制のほうは今の住民福祉課のほうでチェックをしていくように思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

私が聞いたことに対して的確な答弁がありませんでした。だから私はあの施設の中でいろいろと今から保育所を幼保一体化ということで、そういう施設も建設されると思うんですけれども、だから何人ぐらいを計画してそういうことでおられるのかなと。3 歳児とか 90 名と言われましたけれども、それ足してこういう数字にしましたよということになっておるんですけれども、だから何人ぐらいを計画しておられるのかなということでした。

それからもう一つですけれども、チェック体制を今職員でやると言われました、本当に大丈夫なのかと思うわけです。本当に 10 人のその選定委員さんがありとあらゆる角度から見られて選定されたわけです、今の業者を。だから私は選定したからにはやはりそこら辺のところを職員が、職員の方は本当素人ですよ、私は思うんですよ。今度の選定委員さんっていうのはプロなんです。プロと、私はそういう専門の方だと思っております。そういうことで執行のほうは、

町長が任命されてそういう選定委員さんになられたと。だからチェックしたことに対して本当にそこは行われておるかということは、私はできるなら、要望として、私はどうのこうのと言えませんが、要望とすればそういう選定委員さんも 1 人か 2 人、何人か入れていただいてチェックしたことに対してどういうふうな実績になっておるかということが、私は必要じゃないかなということだと思います。

それからもう一件ですけど、先ほどから町長の答弁の中で 23 年度に佐々町の第 3 保育所ということで、非常に民にしてよかったということ言われております。じゃあ民と官とどこがどういうふうに違うのか。ということをお伺いしたい。今までの例えば給食センターにしてもいろいろその官にいろんなことで事業しておられる。そこら辺のところもいろんなことを今後課題になるんじゃないかなろうかと思っておりますので、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

住民福祉課長。定数のことですが、希望としましては、今、この数字は現在の数字を上げておりますけれども、それ以上に受け入れをしていただきたいということで「以上」という言葉を使っております。実際この定数よりもちょっと増えた形で提案がされております。

それから、チェック体制について選定委員も入れてもらいたいという要望ですが、一応この選定委員さんのほうは選定するまでっていうことは任期が出ましたので、一応もうここで任期のほうは終わっては実際のところあります。チェック体制のほうが職員だけではちょっと不十分だということでしたけれども、今のところは住民福祉課のほうでチェックをしていきたいと思っておりますので、一応中身については今から検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

さっきのチェック体制でございますけど、これはマニュアルに基づいて町としましてもやっておりますので、職員で十分やれるんじゃないかと私は思っております。

それからもう一つは、民営化と公立の比較でございます。確かに公立がいいところもあるし、民営がいいところもあるわけでございます。しかしながら、町としまして、今現在、議員も御存じのとおり、職員というのが保育士が少ないわけです。常勤の職員が減らしているわけでございます、やはり人件費等もものすごくかかるわけでございます。そういうことで、やはり民で運営していただいて、運営状況というのは民がするの公がするというより、どちらにしても変わらないわけです。逆に民のほうの方がやはり流れがうまくいくのではないかと私は思いますし、そういう土台でやっていければ町としては民営化のほうがいいのではないかと思いますし、先ほど申しましたように、やはり実績と、よその実績等も考えて、やはり第 3 保育所も住民の方に大変好評をいただいているということを考えれば、町としては民営化のほうに私らのほうはいいと思っております。しかしながら、やはりこれを全部民間に何でもかんでも任せるのではなくて、やはり町もその中で一緒になって入りながら、やはりいろんなことをやっていかなければならないと。特に町としましても補助金の交付とかいろいろやっておりますの

で、やはり民でできること、公でもできるところはあるわけです、民営化しても。その中でやはり一緒になって子育て支援に励まなければならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

今からの時代におかれましては、40年後には佐々町のこの前の全協において1万3,700ぐらいおるんですけれども、1万2,000人ぐらいというようなことも出ておりますので、ぜひともそういう佐々町の子育てということを前提におきまして、いいチェック体制をしていただきたいということ思っております。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それから人数ですけれども、例えばそういうことで今おおよそというようなことになっておりますけれども、今から少子高齢化でじゃんじゃん子供が少なくなる。例えば佐々町の場合にはそういういろんなイベントをして住民を増やそうというようなことでしておられますので、ぜひとも保育所を民営化にして、活性化して、子供の教育ということをどしどしやっていただきたいということで終わります。

議 長（西 日出海 君）
ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

日程第3、議案第42号 土地の処分の件について、これから討論を行います。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

私は、民営化を理由とした土地の処分については反対であります。そもそも中央保育所は佐々町の保育行政の中核を占めるいう、柱にするということで名前も中央保育所といたしたという経緯があるのではなかったかと思えます。そういったことから考えると、そうした位置を民間に譲るということについてはいささか疑問であります。と同時に、児童福祉法には市町村は子供を保育所で保育しなければならないというふうに明記されております。国及びそれから地方自治体、特に市町村はその責任を放棄すべきではないと思えます。ですから、民営化に伴う土地の売却については反対であります。

議 長（西 日出海 君）
ほかありませんか。7番。

7 番（須藤 敏規 君）

賛成討論します。

一昨日から、テレビで頑張る保育士さんの、保育士さんですね、子供をいかに保育所、幼稚園で育てるかという取り組みのテレビがございましたので、やはり子供は家庭から離れ集団生活として保育所、幼稚園に行き、同年代の子供たち、幼児と会っていろんな経験をしながら解決をして、それによって保育士さん、保育教諭の指導を受けながら育っていく、そして学校に行き、大人になって成長していく、一つが一番最初の過程での幼児教育、保育教育であります

ので、やはり町の都合かも知れませんが、行政改革特別委員会、先輩諸氏の議会の方々が決められた、今後は佐々町は体力がないということで進めてこられた民営化について、今やっ
と中央保育所になるわけでございますので、後はこの契約相手人の方の努力によって佐々町の
子供たちが健やかで、元気で知能があって、蓮華園の保育の基本方針に合うのを自覚なさって
運営していただく以外にはないのでないかと考えております。そういうことで、この案件につ
いては賛成といたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第42号 土地の処分の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本件は、可決されました。

日程第4、議案第43号 財産の無償譲渡の件について、これから討論を行います。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

民営化そのものについては、先ほど42号の議案で申し述べたとおりであります。

さらに建物の無償譲渡ということについては、質疑のときに申し上げましたように、無償で
あるだけでなく1億円あまりの実質的な補助金が既に投入されているということでは無償で譲
渡すること自体が問題があるかと思えます。建物にふさわしい、財産にふさわしい価格であ
るべきだということで、無償譲渡については反対いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。7番。

7 番（須藤 敏規 君）

御存知のように、第3保育所も民営化のため、お譲りしたときもやはり町の方針として物品
等については無償譲渡でいくという方針のもとに同じ形での譲渡でございますので、この件に
つきましてもこのような取り扱いで賛成といたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第43号 財産の無償譲渡の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本件は、可決されました。

日程第 5、議案第 44 号 平成 28 年度 佐々町一般会計補正予算（第 2 号）について、これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

9 番。この 44 号についても反対討論いたします。

財政、債務負担行為のあり方についていささか疑問であるということと同時に、施設を譲ったあと幼保連携型認定こども園施設整備のために国のお金と町費全額が、事業費に対して全額が投入されると、そして事業者負担はなしということではやはり事業者としての責任は一端でも負うべきではないかというふうに思いますので、全額公費を投入して事業をするためにわざわざ債務負担行為を前年度で補正を組むということについては疑問があります。賛成できませんので、反対討論いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

もろもろ意見はございますけれども、今回は認定こども園にするということで、申請段階で来年度予算の裏づけとして債務負担行為をしておかなければいけないかもわかりませんが、そういうことで国の補助金、合わせて事業者負担金を合わせて町の負担金で、事業者の負担金を補填して認定こども園をお願いするという意味を込めて、このようになっているのではないかと認識しております。

先ほど補助金につきましては厚生労働省の補助金ということでございますが、文部科学省にも補助金が両方もらえるようになってあるようでございますので、よく調べられて取り扱いをしていただきたいと思います。そうしたら債務負担行為額も減っていくのではないかと認識しておりますので、そういうことで賛成いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第 44 号 平成 28 年度 佐々町一般会計補正予算（第 2 号）件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は、可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された案件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、議会閉会に当たりましてお礼を申し上げたいと思います。

保育所の民営化につきまして、皆様方に御理解をいただき、議案を通していただきました。我々もこの民営化に対して、民に任せるだけではなくて、やはり子育て支援ということで、町もしっかりかかわりながら一生懸命になってやらなければならないと思っています。先ほど 8 番議員さんが申されましたように、やはりこの少子高齢化という中で我々もやはり子育て支援というのは十分認識しておりますし、そういう中で我々も一生懸命になって議員の皆さん方と子育て支援について一生懸命やりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

議 長（西 日出海 君）

ありがとうございました。

以上で、平成28年6月第2回佐々町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

（12時33分 閉会）